

自治基本条例内部検証報告書

令和3年12月

企画振興部地方創生推進課

目次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2 内部検証内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 3 本市を取り巻く社会情勢の変化・・・・・・・・P1
- 4 内部検証結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2

1 はじめに

本市では、3年半にわたる議論と市民ワーキンググループをはじめとした多くの市民の参画を経て、平成 26 年4月1日に日田市自治基本条例（以下「本条例」といいます。）を施行しました。

本条例第29条には、施行の日から4年を超えない期間ごとに、本条例が市民を主体としたまちづくりの実現に寄与しているかについて検証し、市民参画による検討を行うことが規定されています。

施行後4年目の平成29年度には市民まちづくり集会を開催して条例を検証し、自治基本条例見直し検討委員会による見直しの検討を行いました。

施行から8年目を迎える今年度は、自治基本条例に関するアンケートの実施や自治基本条例見直し検討委員会による検証結果に関する検討を行います。

今回、この検討に先立ち、行政評価等の結果を用いた内部検証を実施し、検討を行うための基礎資料として報告書を作成しました。

2 内部検証内容

内部検証は、本条例第29条第 1 項の規定及び逐条解説により、以下の点に関して行いました。

(1) 行政評価等による取組状況の確認

本条例に関連して実施した市の事業等を取りまとめ、条例推進に必要な取組が実施されているかを確認しました。

(2) 規定の確認

社会情勢の変化に対応した条例の規定となっているかを確認しました。

3 本市を取り巻く社会情勢の変化

(1) 人口の減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所は、令和 42 年の人口を 8,674 万人と推計しています。本市においても昭和 30 年の 9 万 9,948 人をピークに人口は減少しており、令和 2 年の国勢調査の結果では 6 万 2,657 人となっています。

令和 2 年 10 月の本市における年代別の人口比率は、年少人口割合（15 歳未満人口が総人口に占める割合）が 12.4%、老年人口割合（65 歳以上人口が総人口に占める割合）が 35.8%と平成 27 年の国勢調査と比較して、年少人口割合が 0.5 ポイント減少し、老年人口割合が 3.1 ポイント上昇しています。

(2) 地方創生

国は、人口減少に歯止めをかけるとともに東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。

地域再生法に基づく法律補助の交付金である地方創生推進交付金により、自治体の自主的・主体的な取組で先導的なものを支援しています。

(3) 大規模災害

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や頻発する大規模自然災害の教訓を踏まえて、国は防災、減災のための取組を進めています。一方で人口減少や高齢化といった地域を取り巻く環境の変化に伴って、施設や設備の整備のみでは安全・安心なまちの実現は困難になると想定しています。

本市においても、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨や平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨、令和 2 年 7 月豪雨といった大規模災害を経験し、改めて地域の実情に即した災害への対応が求められています。

(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) に対する取組

SDGs とは、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人間活動に起因する諸問題に対応して、人類が将来にわたり恵み豊かな生活ができるよう、平成 27 年に国連が提唱した「持続可能な開発目標」であり、国においては、「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」を設置し、地方公共団体における持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた取組の普及・促進を行っています。

本市においても、まちづくりに取り組む方向性は、持続可能な開発目標である SDGs の目指す 17 のゴールの方向性と同様であることから、市政の推進を図ることで SDGs の目標に繋がるものと考えています。

4 内部検証結果

(1) 行政評価等による取組状況の確認

取組状況の詳細は、別添のとおりです。

本条例については、「市民参画」、「協働」、「情報共有」の3つがポイントとされており、主に「第 6 章 市民参画及び協働」に規定されています。

関連する主な取組として、第 21 条 (市民参画) に関して、「各地区振興協議会や自治会等からの要望に対する『要望事項』『回答内容』『回答後の具体的な対応』を整理したものを市ホームページで公表」、第 22 条 (協働) に関して、「市民サービス協働事業の実施、まちづくり活動推進事業の実施、周辺地域活性化対策事業の実施」、第 23 条 (自然環境、歴史及び文化の保全

等)に関して、「水郷ひた河川を美しくする条例制定」「前津江地区、天瀬地区、大山地区の自然環境調査の実施及び展示」「有形、無形文化財保存継承のための各団体等への補助」、第 24 条(地域課題)に関して、「中津江地区の住民自治組織設立支援」「上津江地区の住民自治組織設立支援」が挙げられ、市民参画の推進に必要な取組が進められています。

一方で、隔年で実施している「日田市市民意識調査」において、「市政に参画する機会があった場合、どれに参画したいと思いますか」という設問に対し「参画したいとは思わない」と回答した方の割合が約4割あったことから、市政に関する市民参画の在り方について検討する必要があると考えられます。

また、市民参画関連以外の本条例に関連して実施した市の事業等については、条例推進に必要な取組が概ね実施されていると考えます。

(2) 規定の確認

社会情勢の変化に対応した条例の規定となっているかを確認しました。

① 地方創生

本市では、平成 28 年2月に「日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各種の施策を進めてきました。その後、令和2年 3 月には「若い世代が住み続けたいと思うふるさと日田を創る」ことを基本目標として、「第2期 日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この戦略は、第6次日田市総合戦略第2期基本計画の重点施策として位置付けられていることから、地方創生に関連する内容は、第13条(計画的な市政運営)に規定されていることを確認しました。

② 大規模災害

「平成 24 年7月九州北部豪雨」や「平成 28 年熊本地震」、「平成 29 年7月九州北部豪雨」、「令和 2 年 7 月豪雨」といった大規模災害が相次ぐ本市では、「次の災害に備える」ことを前提とした災害に強いまちづくりが求められています。このような中、平成 29 年度、令和 2 年度には、「復旧・復興推進計画」を策定するなど、次に備える防災体制の強化・見直し等に取り組んできました。

大規模災害の発生時や災害に備えるための取組に関連する内容は、第 26 条(危機管理)に規定されていることを確認しました。

③ 持続可能な開発目標(SDGs)に対する取組

持続可能な開発目標(SDGs)に関連する本条例の規定として、「ゴール 4 質の高い教育をみんなに」は第 8 条(子どもの権利等)に、「ゴール 11 住み続けられるまちづくりを」は第 13 条(計画的な市政運営)、第 15 条(財政運営)、第 24 条(地域課題)、第 26 条(危機管理)、「ゴール 15 陸の豊かさも守ろう」は第 23 条(自然環境、歴史及び文化の保全等)に、「ゴール 17

パートナーシップで目標を達成しよう」は第7条(地域コミュニティの役割等)、第22条(協働)、第27条(市内外の人々等との交流及び連携)、第28条(他の自治体及び国等との連携)に規定されていることを確認しました。

以上、本条例第29条第1項に関する逐条解説に規定されているとおり、「行政評価等の結果を活用して条例の推進に関連する取組」を検証した結果、概ね評価できるものであり、かつ社会情勢の変化に対応したものであると考えます。